

3 競争政策等関係

(1) 競争政策分野の基本方針

日本経済を活性化し、豊かな社会を実現していくためには、これまでの経済社会構造を見直し、市場における公正かつ自由な競争を積極的に促進することが必要である。このため、独占禁止法等の運用の明確化、執行力の強化等を推進するとともに、消費者の選択の自由や事業者の創意工夫を妨げる規制の撤廃を進めること等により、競争政策を推進する。

(2) 執行・事務処理に係る方策

公正かつ自由な競争を促進するため、規制改革とともに競争政策の積極的展開を図ることとし、引き続き、公正取引委員会の審査体制等の充実を含め、独占禁止法の執行力の強化を図り、価格カルテル・入札談合等の同法違反行為に対して、告発を含め厳正かつ積極的に対処する。

また、規制改革後の市場の公正な競争秩序を確保するため、中小事業者等に対する不当な不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に対し、厳正かつ積極的に対処する。取り分け不当廉売事案については、関係省庁から人員の派遣を受けるなどして、申告のあった事案に対しては、可能な限り迅速に処理することとし、大規模な事業者による不当廉売事案又は繰り返し行われている不当廉売事案で、周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについては、周辺の販売業者の事業活動への影響等について個別に調査を行い、問題のみられる事案については厳正に対処するとともに、必要に応じ、その後の価格動向のフォローアップを行う。

さらに、規制緩和後において、規制に代わって競争制限的な行政指導が行われることのないよう、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」の趣旨を踏まえ、関係省庁は、公正取引委員会と事前に所要の調整を図る。いわゆる民規制の問題については、公正取引委員会は、独占禁止法違反行為に対し同法に基づき厳正に対処するほか、その実態を調査し、競争制限的な民間慣行についてその是正を図るとともに、その背後に競争制限的な行政指導が存在する場合には、公正取引委員会及び関係省庁がその早急な見直しに取り組む。行政が何ら関与していない場合には、関係省庁は、関与していない旨を改めて周知するなど、責任の所在の明確化に努める。

(3) 競争政策分野の重点事項

独占禁止法の執行力の強化

悪質な違反行為の摘発を効果的に行い得る方策を検討するとともに、入札談合に
関与した発注者側に対する措置に関し新しい制度の導入を含めた法整備について検
討を行う。

規制産業における競争の促進

電気事業、ガス事業、電気通信事業、運輸事業などのうち、従来、新規事業者の
参入が制限されていた規制産業における競争的仕組みの導入等に当たって、公正取
引委員会は、所掌事務を遂行する上で必要に応じ、競争促進の観点からこれらの産
業における競争の状況を調査し、改善の余地がある場合には政策提言等を行う。ま
た、これらの規制産業については、事業所管官庁と公正取引委員会が、ガイドライ
ンの策定を含めて、競争にかかわる制度の新設、見直しについて必要な連携を行う
仕組みについて検討を行う。

一般集中規制の見直し

持株会社規制、大規模会社の株式保有総額制限、金融会社の株式保有規制につい
て、事業支配力の過度集中を防止するために必要な範囲以上に事業活動を制約する
ことがないように、現行の外形的な規制を見直す。

景品類に関する規制の見直し

ホームページ上で景品類を提供する際の運用基準を明確化するなど、商取引の態
様、経済状況、消費者の購買行動等の変化に応じ、景品類に関する規制の見直しを
図る。

(4) 個別事項

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
カルテル・談合に対する執行の強化 (公正取引委員会)	カルテルに対する現行の課徴金制度について、悪質な違反行為の摘発を効果的に行い、カルテルや談合の抑止を図るために、恣意性を排除し、かつ透明性を確保した上で、調査に積極的に協力し、かつ違法性の低い事業者に対する課徴金の減額措置の必要性・導入の可能性のほか、必要に応じて有効な調査、検査の在り方などを含めて、公正取引委員会の審査活動の実効性を高める方策について検討する。	検討 (結論)		
入札談合に関与した発注者側に対する措置の導入 (公正取引委員会)	入札談合に関与した発注者側に対する措置について、公正かつ自由な競争を促進する観点から、独占禁止法違反行為の排除及び再発防止を図るために、新しい制度の導入を含めた法整備について検討を行う。	検討 (結論)		
規制産業における競争の促進 (公正取引委員会、総務省、経済産業省、国土交通省)	電気事業、ガス事業、電気通信事業、運輸事業などのうち、従来、新規事業者の参入が制限されていた規制産業における競争的仕組みの導入等に当たって、公正取引委員会は、所掌事務を遂行する上で政策提言等を行う必要があるれば、今後も競争促進の観点からこれらの産業における競争の状況を調査し、改善の余地がある場合には積極的に政策提言等を行う。 また、上記の規制産業については、競争を促進する観点から、事業所管省庁と公正取引委員会が、ガイドラインの策定を含めて、競争にかかわる制度の新設、見直しについて必要な連携を行う仕組みについて検討を行う。	必要に応じて実施 検討(逐次結論)		
一般集中規制(持株会社規制、大規模会社の株式保有総額制限、金融会社の株式保有規制)の見直し (公正取引委員会)	現行の持株会社規制、大規模会社の株式保有総額制限、金融会社の株式保有規制については、一定規模の株式保有に関する外形的な規制形式を可能な限り廃止することとして、事業支配力の過度集中の弊害を除去するための実効的な規制を導入する必要性の可否を検討し、平成13年度中に結論を得て、平成14年度中に所要の措置を講ずる。	検討 (結論)	措置	

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
景品類に関する規制の見直し (公正取引委員会)	電子商取引など新しい形態の商取引の普及に対応するために、現行の景品類に関する規制について早急に検討を行い、ホームページ上で景品類を提供する際の景品規制に関する運用基準など、電子商取引における景品類の規制についての運用基準を明確化する。	措置		
民事的救済制度 (公正取引委員会)	制度の実施状況を注視しつつ、事例の蓄積を待つて必要性が認められる場合には、私人による差止め請求ができる独占禁止法違反行為として、私的独占及び不当な取引制限を対象とすることを含めて、民事的救済制度を更に充実した制度とするための検討に着手する。	必要性が認められる場合、検討		
独占禁止法違反に係る警告及び注意の在り方 (公正取引委員会)	現在行われている警告や注意の内容公表について、引き続きこれを励行するとともに、今後とも、警告及び注意については適切な運用が行われるよう対処する。	引き続き励行		
電気通信事業分野における独占禁止法上の考え方の明確化 (公正取引委員会)	電気通信事業分野における制度改革の進ちよく状況を踏まえつつ、電気通信サービスを行うに当たって不可欠な設備等に係る合理的な理由のない取引拒絶による新規参入の阻止など、独占禁止法上問題となる具体的事例を示した独占禁止法上の指針を平成13年中に取りまとめ、公表する。	措置		
対消費者電子商取引に係る独占禁止法上の考え方の明確化 (公正取引委員会)	対消費者電子商取引に関して、消費者保護の観点から電子商取引上の表示に対する景品表示法上の対応や消費者に分かりやすい表示の在り方について、「消費者向け電子商取引への公正取引委員会の対応について - 広告表示問題を中心に - 」を平成13年1月に公表したところであるが、平成13年中に電子商取引の実態を適宜把握し、必要に応じて見直しを行う。	必要に応じて逐次見直し		

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
ソフトウェアライセンス契約等に関する独占禁止法上の考え方の明確化 (公正取引委員会)	ソフトウェアライセンス契約等について、競争政策の観点から実態を把握し、平成13年度末を目途に独占禁止法上の考え方の明確化を図る。	措置		
公共料金 (内閣府及び関係省庁)	民間事業に係る公共料金制度について、低廉で良質なサービスの確保を図るため、「今後の公共料金の取扱いについて」(平成6年11月18日閣議了解)を踏まえ、競争的環境の整備、事業の効率化の促進に併せ、事業の内容・性格等を勘案しつつ、価格設定の在り方の見直し、料金の多様化、弾力化を推進する。	逐次実施	フォローアップ	
(内閣府及び関係省庁)	a 平成12年8月1日の物価安定政策会議提言を踏まえ、個別事業分野における情報公開ガイドラインの策定等を通じ、所管する公共料金の情報公開に速やかに取り組む。また、進ちょく状況について、2年後を目途にフォローアップを行う。			
(内閣府)	b 公共料金分野における参入規制、価格設定方式、情報公開等に係る制度改革に関する課題について検討を行う。	検討		